

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版 (令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)

Ⅲ. 三位一体の労働市場改革の早期実行

①現場人材等の評価制度の構築とスキル取得支援

人手不足が目立つ、自動車運転業(物流・人流)、建設・土木業、製品・機械等の製造・加工業(修理や検査を含む)、介護業、観光業、飲食業等といった職種については、業界団体にスキル標準を策定いただき、スキルの評価制度を政府が認定するとともに、政府としても、これらのスキル習得のための講座受講支援を実施する。

具体的には、業界団体・個別企業が策定する民間検定を政府が認定する新たな枠組みを通じ、既存の公的資格(技能検定等)ではカバーできていなかった産業・職種におけるスキルの階層化・標準化を進める。さらに、認定された検定に係るスキルの習得のための講座受講については、本年秋より、教育訓練給付の対象に追加し、政府として支援を行う。

○経済財政運営と改革の基本方針 2024 (抜粋) (令和 5 年 6 月 21 日閣議決定)

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」

(2) 三位一体の労働市場改革

2024 年3月に創設した団体等検定に係るスキルの習得講座の対象への追加について、2024 年中に検討を行うとともに、幅広い業種(建設、物流、観光等)において、事業所管省庁や業界団体の協力を得て、団体等検定制度の活用を促進する。